事　業　計　画　書　目　次

［こども青少年局］　　６款３項４目　こども手当費　　（単位：千円）

計画書頁	事　業　名	令和７年度		令和６年度		増△減（７－６）		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
198	児童扶養手当支給事業	9,367,130	6,224,754	8,732,632	5,801,755	634,498	422,999	
199	児童扶養手当支給事務費	234,609	179,515	215,244	154,809	19,365	24,706	○
200	特別児童扶養手当支給事務費	77,522	51,259	49,828	24,083	27,694	27,176	
201	児童手当支給事業	69,726,830	6,457,397	54,905,730	6,907,633	14,821,100	▲ 450,236	
202	児童手当支給事務費	500,090	446,040	828,763	411,420	▲ 328,673	34,620	
	計	79,906,181	13,358,965	64,732,197	13,299,700	15,173,984	59,265	

令和7年度　事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規　□ 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項 4 目	政策番号	3	施策番号	5
事業名称	児童扶養手当支給事業					

（単位：千円）

区　分	金　額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	9,367,130	3,122,376	0	20,000	0	6,224,754
令和6年度	8,732,632	2,910,877	0	20,000	0	5,801,755
増▲減	634,498	211,499	0	0	0	422,999

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	8,856,009	8,584,379
予算	市債＋一般財源	5,884,006	5,702,919
決算	事業費	8,453,285	8,285,834
決算	市債＋一般財源	5,533,371	5,520,929

令和8年度	令和9年度	令和10年度
9,089,863	8,820,803	8,559,707
6,039,909	5,860,535	5,686,471

事業概要（アクティビティ）	児童扶養手当法及び関係法令等に基づき、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給します。

事業指標①（アウトプット）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支給対象児童数	単位	目標	318,445	302,952	292,291	288,045	279,519	271,245	263,216
	人	実績	304,454	291,789					

事業指標②（アウトカム）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標							
		実績							

事業目的	ひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。
背景・課題	［手当額］ 《全部支給》 児童１人のとき　45,500円　児童２人目以降１人につき　10,750円を加算 《一部支給》 児童１人のとき　45,490円～10,740円　児童２人目以降１人につき　10,740円～5,380円を加算
根拠法令・方針決裁等	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則
根拠・データ等	令和５年度支給実績（児童数）等
事業スケジュール	昭和36年度　事業開始 平成14年度　県から事務移譲 平成30年度　全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成３０年８月分手当から実施） 令和元年度　手当の定時支給回数を年間３回（４か月に１回）から年間６回（２か月に１度）に変更 令和２年度　ひとり親の障害年金受給者についての併給調整方法の変更（令和３年３月分手当から実施）
事業開始年度	昭和36年度

（単位：千円）

細事業（事業内訳）	細事業名称	7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
	1 児童扶養手当支給事業	9,367,130	8,732,632	634,498	制度改正に伴う増
	細事業合計	9,367,130	8,732,632	634,498	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 中村 隼	甲斐 康弘

令和7年度　事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規　■ 拡充	事業評価書番号	2
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項 4 目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	児童扶養手当支給事務費					

（単位：千円）

区　分	金　額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	234,609	54,857	0	237	0	179,515
令和6年度	215,244	60,000	0	435	0	154,809
増▲減	19,365	▲5,143	0	▲198	0	24,706

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	94,654	195,404
予算	市債＋一般財源	94,468	144,277
決算	事業費	193,860	180,991
決算	市債＋一般財源	171,339	165,186

令和8年度	令和9年度	令和10年度
234,609	234,609	234,609
179,515	179,515	179,515

事業概要（アクティビティ）	児童扶養手当支給事業の実施に伴い経常的に発生する経費及び、自治体システム標準化に関する業務について執行します。

事業指標①（アウトプット）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支給対象児童	単位	目標	318,445	302,952	292,291	288,045	279,519	271,245	263,216
	人	実績	304,454	291,789					

事業指標②（アウトカム）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標							
		実績							

事業目的	次の児童扶養手当支給事務に係る事務経費を執行し、事業の適正な執行や事務の効率化を図ります。 ・児童扶養手当に係る審査、認定、支給終了等の通知書の発送及び台帳作成（端末入力事務）等 ・児童扶養手当に係る未収債権管理事務 ・標準化に向けたコンサルティング委託 ・業務見直しに関するコンサルティング委託
背景・課題	システム標準化や手続オンライン化への対応、こども家庭センターの設置等に対応するため、システム改修や現行業務の見直しを進めます。
根拠法令・方針決裁等	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則
根拠・データ等	令和５年度歳出実績
事業スケジュール	昭和36年度　事業開始 平成14年度　県から事務移譲 平成30年度　全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成３０年８月分手当から実施） 令和元年度　手当の定時支給回数を年間３回（４か月に１回）から年間６回（２か月に１度）に変更 令和２年度　ひとり親の障害年金受給者についての併給調整方法の変更（令和３年３月分手当から実施）
事業開始年度	昭和36年度

（単位：千円）

細事業（事業内訳）		細事業名称	7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
	1	児童扶養手当支給事務費	234,609	215,244	19,365	現況届オンライン化の実施、及びこども家庭センター設置に伴う区・局児童扶養手当業務
		細事業合計	234,609	215,244	19,365	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 中村 隼	甲斐 康弘

令和7年度　事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規　□ 拡充	事業評価書番号	3
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項 4 目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	特別児童扶養手当支給事務費					

（単位：千円）

区　分	金　額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	77,522	26,155	0	108	0	51,259
令和6年度	49,828	25,607	0	138	0	24,083
増▲減	27,694	548	0	▲30	0	27,176

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	53,575	47,973
予算	市債＋一般財源	25,591	22,183
決算	事業費	33,455	54,081
決算	市債＋一般財源	0	18,401

令和8年度	令和9年度	令和10年度
77,522	77,522	77,522
51,259	51,259	51,259

事業概要（アクティビティ）	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給します。

事業指標①（アウトプット）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
3月末日時点の受給者数（支給停止も含む）及び歳出実績	単位	目標	7015	6502	6227	6209	6209	6209	6209
	人	実績	6323	6251					

事業指標②（アウトカム）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標							
		実績							

事業目的	精神又は身体に障害を有する児童に対して福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。 対象者：要件に該当する障害児を監護・養育する父、母又は父母に代わって養育している人 手当額：1級　55,350円　2級　36,860円　（令和６年4月現在） 支給方法：　年3回　受給者本人口座振込 支給機関：厚生労働省 具体的には、特別児童扶養手当に係る審査、認定、支給終了等の通知書等の発送及び台帳作成（端末入力事務等を実施します。）
背景・課題	
根拠法令・方針決裁等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠・データ等	3月末日時点の受給者数（支給停止も含む）及び歳出実績
事業スケジュール	昭和39年度　事業開始 平成27年度　県から事務移譲 令和７年度　区役所事務の一部集約化による事務処理委託開始
事業開始年度	昭和39年度

（単位：千円）

細事業（事業内訳）		細事業名称	7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
	1	特別児童扶養手当支給事務費	77,522	49,828	27,694	業務見直しに伴う区役所事務の一部集約化による委託料の増
		細事業合計	77,522	49,828	27,694	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 吉田 美聡	稲村 友紀

令和7年度　事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規　□ 拡充	事業評価書番号	4
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項 4 目	政策番号	1	施策番号	2
事業名称	児童手当支給事業					

（単位：千円）

区　分	金　額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	69,726,830	56,798,050	6,464,383	7,000	0	6,457,397
令和6年度	54,905,730	41,076,479	6,914,618	7,000	0	6,907,633
増▲減	14,821,100	15,721,571	▲450,235	0	0	▲450,236

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	48,604,545	46,791,022
予算	市債＋一般財源	7,422,138	7,101,869
決算	事業費	47,787,925	45,499,508
決算	市債＋一般財源	6,364,749	7,386,027

令和8年度	令和9年度	令和10年度
69,726,830	69,726,830	69,726,830
6,457,397	6,457,397	6,457,397

事業概要（アクティビティ）	児童を養育している方に児童手当を支給します。

事業指標①（アウトプット）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支給対象児童数	単位	目標	4,820,444	4,562,578	4,919,562	5,704,601	5,704,601	5,704,601	5,704,601
	人	実績	4,683,637	4,337,779					

事業指標②（アウトカム）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標							
		実績							

事業目的	家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促します。
背景・課題	［手当額］ 《３歳未満》　児童１人につき、月額 15,000円 《３歳以上小学校修了前》　児童１人につき、月額 10,000円 《中学生》　児童１人につき、月額 10,000円 《高校生年代》　児童１人につき、月額 10,000円 ※第３子以降は月額30,000円
根拠法令・方針決裁等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則
根拠・データ等	令和5年度支給実績（児童数）等
事業スケジュール	昭和46年度　事業開始 平成22～23年度　子ども手当として支給 平成24年度　改正後の児童手当法に基づく事業開始 令和４年度　10月支給分から児童手当法の一部改正 （特例給付のうち一部の高所得者を支給対象外とする） 令和６年度　12月支給分から児童手当法の一部改正 （所得制限を撤廃、支給期間を延長し、多子世帯へ増額、年３回の支給を隔月（偶数月）の年６回とする）
事業開始年度	昭和46年度

（単位：千円）

細事業（事業内訳）		細事業名称	7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
	1	児童手当支給事業	69,726,830	54,905,730	14,821,100	国制度改正の通年化による
		細事業合計	69,726,830	54,905,730	14,821,100	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 新谷 祐樹	丸本 雅

令和7年度　事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規　□ 拡充	事業評価書番号	5
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項 4 目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	児童手当支給事務費					

（単位：千円）

区　分	金　額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	500,090	53,857	0	193	0	446,040
令和6年度	828,763	417,170	0	173	0	411,420
増▲減	▲328,673	▲363,313	0	20	0	34,620

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	484,855	564,944
予算	市債＋一般財源	443,351	486,265
決算	事業費	468,732	360,699
決算	市債＋一般財源	344,415	310,635

令和8年度	令和9年度	令和10年度
500,090	500,090	500,090
446,040	446,040	446,040

事業概要（アクティビティ）	児童を養育している方に児童手当を支給します。

事業指標①（アウトプット）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支給対象児童数（合計）	単位	目標	4,820,444	4,562,578	4,919,562	5,704,601	5,704,601	5,704,601	5,704,601
	人	実績	4,683,637	4,337,779					

事業指標②（アウトカム）		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標							
		実績							

事業目的	家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。
背景・課題	
根拠法令・方針決裁等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則
根拠・データ等	令和５年度歳出実績等
事業スケジュール	昭和46年度　事業開始 平成22～23年度　子ども手当として支給 平成24年度　改正後の児童手当法に基づく事業開始 令和４年度　10月支給分から児童手当法の一部改正 （特例給付のうち一部の高所得者を支給対象外とする） 令和６年度　12月支給分から児童手当の拡充 （所得制限の撤廃、支給期間の延長、多子世帯への加算、年３回の支給を隔月（偶数月）の年６回とする）
事業開始年度	昭和46年度

（単位：千円）

細事業（事業内訳）	細事業名称	7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
	1 児童手当支給事務費	500,090	828,763	▲328,673	制度改正対応準備の終了による
	細事業合計	500,090	828,763	▲328,673	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 新谷 祐樹	新谷 祐樹